

# 人民検察院における知的財産権事件の処理に関する工作手引

## 目次

- 第一章 総則
- 第二章 知的財産権刑事事件の処理
- 第三章 知的財産権民事、行政訴訟監督事件の処理
- 第四章 知的財産権公益訴訟事件の処理
- 第五章 附則

## 第一章 総則

**第一条** 人民検察院の法による知的財産権に関する検察の職責の規律ある遂行を確保し、イノベーション型国家の建設を促進するために、「中華人民共和国刑事訴訟法」「中華人民共和国民事訴訟法」「中華人民共和国行政訴訟法」「中華人民共和国人民検察院組織法」等の法律法規に基づき、人民検察院業務の業務実情を踏まえて、本手引を制定する。

**第二条** 人民検察院は知的財産権事件を処理する場合には、客観的かつ公正な立場を堅持し、司法の公正及び司法の権威を守り、権利者の合法的権益を守り、国の法律の統一かつ正確な実施を確保し、国の知的財産権強国建設に寄与し、国家統治体系及び統治能力の現代化を促進する。

人民検察院は知的財産権侵害刑事事件の処理を通じて、犯罪を処罰し、無罪の者が刑事責任の追及を受けないことを保証する。知的財産権民事訴訟及び行政訴訟監督事件の処理を通じて、人民法院の法による審判権及び執行権の行使を監督、支持し、行政機関の法による職権の行使を促進する。知的財産権公益訴訟事件の処理を通じて、行政機関の法による管理監督の職責遂行を促し、適格な主体の法による公益訴訟の訴権の行使を支持し、国の利益及び公共の利益を守る。

**第三条** 人民検察院は知的財産権事件を処理する場合には、事実を根拠とし、法律を準則とし、厳格な保護、協調的な保護、平等な保護、公正かつ合理的な保護の原則を堅持しなければならない。イノベーションの奨励、保護を堅持し、知的財産権の総合的な保護の質と効率の向上に注力し、社会全体のイノベーション・創造の活力を喚起する。

**第四条** 本手引における知的財産権事件は、主に知的財産権侵害刑事事件、知的財産権民事訴訟監督事件、知的財産権行政訴訟監督事件、知的財産権公益訴訟事件を含む。

**第五条** 人民検察院は知的財産権に関する検察の総合的な職務の履行を十分的に發揮し、逮捕審査、起訴審査等の方式を通じて、知的財産権刑事事件に関する検察の職責を果たさなければならない。控訴の提起、検察建議の提出等の方式を通じて知的財産権民事訴訟、行政訴訟活動に対して法律監督を実行しなければならない。検察建議の提出、訴訟の提起及び提訴の支持等の方式を通じて、知的財産権公益訴訟に関する検察の職責を果たさなければならない。

**第六条** 人民検察院は知的財産権事件を処理するにあたり、事実の認定、法律の適用、事件の処理等について比較的大きな意見の相違があり、又は重大な社会的影響があり、当事者及びその他の関係者から直接意見を聴取する必要がある場合には、検察長の承認を経て、公聴会を開催することができる。事件の必要に基づき、専門知識を有する者又は検察技官を招聘して公聴会に参加させることができる。

営業秘密に係る知的財産権事件の公聴会について、当事者が非公開の聴聞を申し立てた場合には、公聴を非公開とすることができる。

**第七条** 人民検察院は知的財産権事件を処理する場合には、事件における専門的な問題を解決するために、法により専門知識を有する者を招聘し、又は相応の資格を備えた検察技官を任命、派遣して意見を提出することができる。

前項に定める者が提出した意見は、審査を経て、事件処理部門、検察官が証拠を判断、運用し、又は関連の決定を下すための根拠とすることができる。

**第八条** 人民検察院は知的財産権事件を処理するにあたり、鑑定の必要があると判断した場合には、法定資格を備えた機関に鑑定を委託することができる。

訴訟過程においてすでに鑑定を行った場合には、確かに必要がある場合を除き、一般的に鑑定の委託を再度行わない。

**第九条** 人民検察院は知的財産権事件を処理するにあたり、国家機密、営業秘密、個人のプライバシーに係る場合、又はその他の秘密を保持する必要がある場合には、職権又は当事者、弁護人、訴訟代理人、その他の利害関係人の書面による申立てに従い、審査を経て訴訟関係人との間の秘密保持承諾書の締結、秘密情報に対する技術的処理等の必要な秘密保持措置の実施を決定しなければならない。

**第十条** 人民検察院は知的財産権事件を処理する場合には、公安機関、人民法院、知的財産権と関係がある行政部門等との意思疎通・交流を強化し、業務連絡の仕組みを構築、整備し、法執行部門と司法部門の事件処理に関する動的情報の相互連絡及び共有を推進し、法執行部門と司法部門による有効な連携を確保しなければならない。

人民検察院は知的財産権事件の処理過程において、犯罪の疑いがあることを示す手掛り又はその他の違法に関する手掛りを発見した場合には、規定に従い速やかに関連の手掛り及び資料を本院の関連の検察業務部門又は管轄権を有する公安機関、行政機関に移送しなければならない。

人民検察院は知的財産権事件の処理過程において、行政法執行機関が法により犯罪の疑いがある事件を移送すべきであるにもかかわらず移送していないと判断した場合には、検察長の承認を経て、同級の行政法執行機関に検察意見を提出し、行政法執行機関に対して速やかに公安機関に事件を移送し、かつ関連資料の写しを人民検察院に提出するよう要請しなければならない。

**第十一条** 人民検察院は法律監督の職責遂行過程において、関連の組織及び部門による知的財産権管理監督の職責遂行について「人民検察院検察建議業務規定」第十一条に定める事由に該当することを発見した場合には、関連の組織及び部門に業務の改善、管理体制の整備に関する検察建議を提出することができる。

**第十二条** 人民検察院は知的財産権事件を処理する場合には、一般的に最高人民検察院、最高人民法院が公表した知的財産権指導的事例及び典型事例に対して、類似事件の検索を行わなければならない。

人民検察院は知的財産権事件を処理する場合には、事件の事実を的確に究明し、法律を正確に適用するために、同一の当事者、同一の知的財産権に係るすでに発効した知的財産権事件を検索しなければならない。

## 第二章 知的財産権刑事事件の処理

**第十三条** 人民検察院が知的財産権侵害犯罪及び偽造・粗悪商品の生産、販売、違法経営等の犯罪に競合又は併合罪が存在する事件を処理する場合には、処罰が重い方の罪名又は主たる罪を担当、管轄する事件処理部門又は事件処理組織が処理を行う。

**第十四条** 人民検察院は知的財産権事件を処理する場合には、公安機関との捜査・監督と協働・協力の仕組みをより一層整備、充実しなければならない。公安機関の相談・要請を経て、又は人民検察院が確かに必要であると判断した場合には、人員を派遣して証拠資料の審査等の方式を通じて重大、難解、複雑な知的財産権刑事事件の性質、証拠の収集、法律の適用等に対して意見・建議を提出することができる。

**第十五条** 人民検察院は知的財産権刑事事件を処理する場合には、繋がりのあるすべての者に対する処罰を強化し、川上・川下の関連犯罪の手掛りを審査し、発見することに重きを置き、犯罪行為及びその他の刑事責任を追及すべき組織及び個人の見落としがないかを究明しなければならない。

**第十六条** 人民検察院は知的財産権刑事事件を処理する場合には、寛厳自在刑事政策を堅持し、厳格にすべきものは厳格に、寛大にすべきものは寛大にしなければならない。

犯罪被疑者、被告人が自発的に罪を認め、贓品の返還・賠償、損失の賠償、謝罪等の方式を通じて真摯に反省し、かつ自ら進んで処罰を受け入れた場合には、法により寛大な処罰を求める量刑意見を提出することができる。賠償能力があるにもかかわらず損失を賠償しない場合には、認罪認罰従寛制度（罪を認め、処罰を受け入れた者は寛大な処分とする制度——訳注）を適用することができない。

人民検察院は知的財産権刑事事件を処理する場合には、被害者及びその訴訟代理人の意見を聴取し、法により犯罪被疑者、被告人と被害者が合意に至るよう積極的に促さなければならない。犯罪被疑者、被告人が自発的に権利者に対して合理的な賠償を行った場合には、寛大な処罰の考慮要素とすることができる。

**第十七条** 人民検察院は知的財産権侵害刑事事件を処理する場合には、企業法令遵守改革を適用する事件範囲及び条件に適合する事件に対して、法令に従い企業法令遵守の仕組みを適用する。事件の具体的な状況及び法定の従軽（法定刑の限度内で罰を軽くする——訳注）、減輕事由に基づき、企業の法令遵守に関する整理・改善効果を踏まえて、法により処理意見を提出する。

人民検察院は逮捕不許可、不起訴、強制措置の変更等の決定を下す予定の企業知的財産権犯罪事件に対して、「人民検察院事件審査聴聞業務規定」に基づき聴聞会を開催し、公安機関、知的財産権の権利者、第三者組織の構成員等を招聘して意見を発表させることができる。

**第十八条** 人民検察院は知的財産権刑事事件を処理する過程において、人民法院が審理中の民事、行政事件又は人民検察院が処理中の民事、行政訴訟監督事件が同一の事実であり、若しくは牽連性が存在することが分かった場合、又は事件の処理結果が別の事件の審理若しくは処理結果を根拠とする場合には、速やかに刑事事件の受理状況を関連の人民法院、人民検察院に告知しなければならない。

**第十九条** 人民検察院は知的財産権刑事事件に対して不起訴の決定を下し、不起訴となった者に対して行政処罰、政務処分又はその他の処分を科す必要がある場合には、検察長の承認を経て、法により同級の関係主管機関に検察意見を提出し、不起訴の決定を下した日から3日以内に不起訴決定書と併せて送達しなければならない。関係主管機関は処理結果を速やかに人民検察院に通知しなければならない。

**第二十条** 国、集団が保有する知的財産権を侵害し、又は侵害行為により国の財産、集団の財産が損失を受けた場合には、人民検察院は公訴を提起する時に、付帯民事訴訟を提起することができる。公共の利益を損ねた場合には、人民検察院は公訴を提起する時に、刑事付帯民事公益訴訟を提起することができる。

人民検察院は一般的に事件のすべての被告人及び刑事責任を追及されていない共同侵害者に対して、付帯民事訴訟又は刑事付帯民事公益訴訟を併せて提起しなければならない。ただし、共同犯罪事件における共犯者が逃亡中であり、又はすでに損失を賠償した場合を除く。逃亡中の共犯者が出頭した後に、人民検察院は法によりその者に対して付帯民事訴訟又は刑事付帯民事公益訴訟を提起することができる。

**第二十一条** 人民検察院は知的財産権刑事事件を処理する場合には、法により被害者及びその法定代理人又はその近親者に訴訟に関する権利・義務を告知しなければならない。被害者以外のその他の知的財産権の権利者に対して訴訟に関する権利・義務を告知する必要がある場合には、人民検察院は起訴審査を受理した日から10日以内に告知しなければならない。

**第二十二条** 本手引第二十一条に定める知的財産権の権利者は次の各号に掲げる者を含む。

- (一) 刑法第二百七条に定める著作権者又は著作隣接権者
- (二) 商標登録証上に明記された商標権者
- (三) 専利証書上に明記された専利権者
- (四) 営業秘密の権利者
- (五) 法により知的財産権を保有するその他の権利者

### 第三章 知的財産権民事、行政訴訟監督事件の処理

**第二十三条** 知的財産権法院、中級人民法院の法的効力がすでに生じた一審事件の判決、裁定及び調停調書に対して、当事者が監督を申し立て、関連規定に従いこの種の事件の最高人民法院を二審人民法院としなければならない場合には、この発効した一審判決、裁定、調停調書を出す人民法院の所在地の同級人民檢察院が受理する。審査を経て監督条件に適合する場合には、事件を受理した人民檢察院は同級人民法院に再審檢察建議を提出し、又は最高人民檢察院に最高人民法院への抗訴を申請することができる。

前項に定める事件について、人民檢察院が同級人民法院の法的効力がすでに生じた一審の民事判決、裁定、調停調書に対して下した監督申立て不支持の決定に明らかな誤りが存在すると当事者が判断した場合には、監督申立て不支持の決定が下された日から1年以内に最高人民檢察院に再調査を1度申し立てることができる。

**第二十四条** 本手引第二十三条に基づき受理された事件について、下級人民檢察院が最高人民檢察院に抗訴を申請する場合には、「抗訴申請報告書」及び事件記録等の資料を最高人民檢察院に直接提出するとともに、関連の法律文書の写しを省級人民檢察院に送付し、届出をしなければならない。

**第二十五条** 人民檢察院は職責遂行の過程で、知的財産権民事、行政事件がそれぞれ「人民檢察院民事訴訟監督規則」第三十七条、「人民檢察院行政訴訟監督規則」第三十六条に定める事由に該当することを発見した場合には、職権に従い監督手続きを開始しなければならない。

「人民檢察院民事訴訟監督規則」第三十七条第一項第（六）号及び「人民檢察院行政訴訟監督規則」第三十六条第一項第（五）号を適用する場合には、一般的に次の各号に掲げる要素を考慮する。

- （一）関係する地域が広く、利益団体が多数。
- （二）関係する医薬品、食品、環境等が国の利益及び公共の利益を脅かす。
- （三）関係するハイテク、重要な基幹中核技術等が産業の発展に影響を及ぼす。
- （四）その他の重大な社会的影響がある。

**第二十六条** 知的財産権民事訴訟監督事件の範囲は次の各号に掲げる内容を含むものとする。

（一）著作権、商標権、専利権、植物新品種権、集積回路配置設計所有権、企業名称（商号）権、特殊標識専有権、ドメイン、知的財産権非侵害確認等の知的財産権帰属、権利侵害紛争事件

（二）著作権、商標、専利、植物新品種、集積回路配置設計、営業秘密、ドメイン、企業名称（商号）、特殊標識、技術契約、フランチャイズ経営等の知的財産権に係る契約紛争事件

（三）模倣、商業上の賄賂、虚偽の宣伝、営業秘密の侵害、営業誹謗等の不正競争紛争事件

（四）独占合意、市場支配的地位の濫用、事業者結合等の独占紛争事件

（五）知的財産権と関係があるその他の民事事件

**第二十七条** 人民検察院は知的財産権民事訴訟事件に対して法律監督を行う場合には、監督申立ての請求、争点に沿って、知的財産権の権利の客体、権利の効力、権利の帰属、権利侵害行為、抗弁事由、法的責任等の裁定・判決、調停結果、裁判要員の違法行為及び執行活動に対して全面的な審査を行わなければならない。申立人又はその他の当事者は提出した主張に対して、証拠資料を提供しなければならない。

**第二十八条** 知的財産権の権益が侵害を受けた当事者が、関連の行政機関、社会組織等の法による職責遂行を経た後もその合法的権益が依然として保護されず、提訴・権益保護の意思はあるが、訴訟能力が比較的低いことにより訴訟を提起することが確かに困難である等の事由がある場合には、人民検察院は提訴を支持することができる。

**第二十九条** 人民検察院は事件の処理過程において、当事者が単独で又は他人と悪意により結託し、証拠の偽造、虚偽の陳述等の手段を用いて、知的財産権民事事件に関する基本的事実を捏造し、架空の知的財産権民事紛争を作り上げ、民事訴訟を提起し、司法の秩序を妨害し、又は他人の合法的権益を著しく害することを発見し、虚偽訴訟罪又はその他の犯罪を構成する疑いがある場合には、速やかに公安機関に犯罪の手掛りを送送しなければならない。

**第三十条** 人民検察院は著作権侵害民事訴訟監督事件を処理する場合には、申立人の監督申立ての請求、争点に沿って、訴訟事件の経緯、主体が適格であるか否か、著作権の権利基盤及び範囲、訴えられた権利侵害行為、実質的類似性を構成するか否か、抗弁事由が成立するか否か、被告の民事責任の負担形式等について審査しなければならない。

**第三十一条** 人民検察院は商標権侵害民事訴訟監督事件を処理する場合には、申立人の監督申立ての請求、争点に沿って、主体が登録商標の専用権者又は利害関係人であるか否か、登録商標の保護範囲、訴えられた権利侵害行為、容易に混同又は公衆の誤導を生じさせるか否か、抗弁事由が成立するか否か、被告の民事責任の負担形式等について審査しなければならない。

**第三十二条** 人民検察院は専利権侵害民事訴訟監督事件を処理する場合には、申立人の監督申立ての請求、争点に沿って、訴訟の専利類型、主体が専利権者又は利害関係人であるか否か、専利権の保護範囲、訴えられた権利侵害行為、専利権の保護範囲に抵触しているか否か、抗弁事由が成立するか否か、被告の民事責任の負担形式等について審査しなければならない。

**第三十三条** 人民検察院は不正競争防止民事訴訟監督事件を処理する場合には、申立人の監督申立ての請求、争点に沿って、不正競争防止法と専利法、商標法、著作権法等の法律の規定の間の関係、及び不正競争防止法総則第二条と第二章の間の関係を正確に理解し、不正競争防止法の関連規定を踏まえて審査しなければならない。

**第三十四条** 人民検察院は知的財産権に係る契約紛争民事訴訟監督事件を処理する場合には、申立人の監督申立ての請求、争点に沿って、契約に係る知的財産権の権利の帰

属、契約の効力、契約の取決め、履行行為、契約が無効になる契約締結上の過失、違約行為、違約責任、契約の解除等について審査しなければならない。

**第三十五条** 人民法院が出し、発効した裁定・判決及び調停調書の行政訴訟事件が、次の各号のいずれかに該当する場合には、知的財産権行政訴訟監督事件に属する。

(一) 各級の関係行政機関が行った著作権、商標、専利、不正競争及び独占に係る行政行為に関する事件

(二) 国務院の関係部門が行った専利、商標、植物新品種、集積回路配置設計等の知的財産権の権利付与・権利確定に係る行政行為に関する事件

(三) 国務院の関係部門が行った専利、植物新品種、集積回路配置設計の強制許諾決定及び強制許諾使用料又は報酬に係る裁決に関する事件

(四) その他の知的財産権行政訴訟事件

**第三十六条** 人民検察院は人民法院が出し、発効した裁定・判決及び調停調書の知的財産権行政訴訟事件に対して法律監督を行う場合には、申立人の監督申立ての請求、争点、「人民検察院行政訴訟監督規則」第三十六条に定める事由及び発見したその他の違法事由に沿って、訴えられた行政行為がなされた時の事実、法令等を総合的に考慮し、行政訴訟活動に対して全面的な審査を行わなければならない。

**第三十七条** 人民検察院が知的財産権の権利付与・権利確定に係る行政訴訟監督事件を処理する過程において、当事者が人民法院の訴訟において主張を提出していないが、法により知的財産権の権利付与・権利確定を行う行政機関の認定に明らかに不当な点が存在し、人民法院が各当事者による意見陳述を聴取した後に、関連事由について審査し、裁定・判決を下す場合には、人民検察院は併せて審査しなければならない。

**第三十八条** 人民検察院が知的財産権行政訴訟監督事件を処理する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、「人民検察院行政訴訟監督規則」第七十七条第一項第(二)号の「事件の事実が明確で、法律関係が簡単な」簡易事件に属しない。

(一) 国の利益又は公共の利益に係る。

(二) 各級行政機関が下した専利、不正競争及び独占に係る行政行為に対して訴訟が提起された。

(三) 国務院部門が下した専利、植物新品種、集積回路配置設計の権利付与・権利確定に係る行政行為に対して訴訟が提起された。

(四) 国務院部門が下した専利、植物新品種、集積回路配置設計の強制許諾決定及び強制許諾使用料又は報酬に係る裁決に対して訴訟が提起された。

(五) 重大な社会的影響があり、関係する地域が広く、又は利益集団が多い。

**第三十九条** 人民検察院は知的財産権行政訴訟監督事件を処理する場合において、行政法執行基準と司法裁定・判決基準が不統一であることにより、同類事件であるにもかかわらず異なる処理結果となることを発見したときは、法により行政機関又は人民法院に検察建議を提出しなければならない。

## 第四章 知的財産権公益訴訟事件の処理

**第四十条** 人民検察院は職責遂行過程において、知的財産権に関する管理監督の職責を担う行政機関による職権の違法な行使又は不作為により、国の利益又は公共の利益が侵害を受けたことを発見した場合には、行政機関に検察建議を提出し、その行政機関が法により職責を果たすよう促さなければならない。行政機関が法に従って職責を果たさない場合には、人民検察院は法により人民法院に行政公益訴訟を提起することができる。

**第四十一条** 人民検察院は職責遂行過程において、関係する知的財産権分野における公共の利益を損ねる行為を発見した場合には、法により人民法院に民事公益訴訟を提起することができる。

**第四十二条** 適格な主体が提起した知的財産権民事公益訴訟事件に対して、人民検察院は法律相談サービスの提供、人民法院への提訴支持意見書の提出、調査・証拠収集への協力、法廷への出席等の方式を用いて提訴を支持することができる。

**第四十三条** 人民検察院は知的財産権刑事、民事、行政事件の処理過程において、知的財産権公益訴訟事件の手掛りを発見することに重きを置き、かつ速やかに関連資料を知的財産権公益訴訟検察を担当する部門又は事件処理組織に移送し、処理しなければならない。

## 第五章 附則

**第四十四条** 人民検察院は知的財産権に関する検察の機能を果たすために、「人民検察院刑事訴訟規則」「人民検察院民事訴訟監督規則」「人民検察院行政訴訟監督規則」「人民検察院公益訴訟事件処理規則」及び本手引等の関連規定を適用しなければならない。

**第四十五条** 本手引の解释权は最高人民検察院に帰属し、公布した日から施行する。

出所：2023年4月26日付け中国最高人民検察院ウェブサイト

[https://www.spp.gov.cn/spp/xwfbh/wsfbh/202304/t20230426\\_612558.shtml](https://www.spp.gov.cn/spp/xwfbh/wsfbh/202304/t20230426_612558.shtml)

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。